

緊急事態措置延長協力支援金 店舗ごとの支給額の求め方 簡易フローチャート（6月1日～6月20日）

店舗ごとの1日当たりの売上高により支給額が変わります。次の方法で1日当たりの売上高を計算してください。

2019年又は2020年の6月の売上高の合計÷30

※1日当たりの売上高については、北海道の見解により、別の算出方法が可能となる場合があります。

1日当たりの売上高

100,000円 以下

基準額：4万円/日

100,001円～250,000円

基準額：1日当たりの売上高に応じて4～10万円

250,001円以上

2019年又は2020年の
1日当たりの売上高と
比較して2021年の1
日当たりの売上高の
減少額が250,000円
以下ですか？

はい

基準額：10万円/日
※売上高方式での算出となります。

いいえ

基準額：1日当たりの減少額に応じて最大20万円/日
※売上高減少額方式での算出となります。

申請書類（共通）：申請書、営業許可書、店舗の外観・内観写真、確定申告書、売上台帳等

※大企業の場合は、一律、売上高減少額方式での算出となります（減少額に応じて0～20万/日）